

発行所

石岡市役所

石岡市大字石岡408番地
電話(代表)2-4111番



1967年

11月号

第153号

毎月1回

15日発行

合理化される窓口事務

＝住民基本台帳制度＝

住民記録を一本化に

11月10日から実施

わたくしたちの日常生活に最も身近な法律として関心の深い「住民基本台帳法」は、七月二十五日に公布されましたが、いよいよ今月十日から一部を除いて施行されました。

この法律は、市町村の窓口事務の改善をはかり、住民に便利な仕事を進めることをねらいとしてつくられるもので、この法律による住民基本台帳制度は、わたくしたちの日常生活に非常に深いつながりがあるのでこの制度の内容をお知らせします。

この制度のねらい

これまで市町村の窓口で取扱っていた仕事を、住民の側から考えてみますと、住民の権利・義務に関する台帳や届出の書類は、きわめて多く、その台帳や届出は、バラバラの窓口で受け付け処理されていたので、住民にとっては非常にわずらわしく、住所・氏名とか同じことを何回も書いてそれぞれの窓口へ届出をしていたわけです。

さて、この市町村の住民でなくなっているにもかかわらず米穀の配給額はそのまま残っていたりしていました。そこでこのような不便を解消し、同時に事務処理を簡素で正確なものにしようという目的で、この制度が生まれたわけです。

届出の手続きの窓口は一カ所ですみません

この法律によって、住民基本台帳は氏名、生年月日、男女別と同居者との続柄、住所など、現在、記載している基本的事項に加えて①米穀配給②国民健康保険③国民年金④選挙人名簿の四項目が新しく記載されます。したがって届出は一本で住民基本台帳に

一方このことは、市町村の内部処理をするうえにも、各台帳がバラバラに管理されていたことにより、行政客体としての住民の実態を正確にとらえられないため、たとえば住民登録のない人が選挙の資格を有していたり、あるいは

記載され、あとは役所内の操作で必要な台帳に登録されていきます。もちろん手続の窓口は一カ所(市役所厚生部)ですむわけです。

手続きには全部の書類が必要です

届出は14日以内に

特に注意していただくことは、一つの届によってすべての手続きを終るため、これまでと違って手続きに必要な通帳や手帳を全部揃えてご持参願わなければなりません。一つでもお忘れになったものがありますと、すべての手続きの受付ができなくなりましたので十分注意してください。ご持参願うものは次のとおりです。

▽印鑑
市外から転入する場合

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。

▽年金手帳(国民年金の加入者)
▽主食配給通帳(消費世帯の場合)
▽国民健康保険加入者証(国民健康保険加入者)
なお、転出・転入・転居など異動の届出の期間は、いずれの場合でも事由の発生した日から十四日以内となっております。



(届出受付の主体となる厚生部窓口)

秋の火災予防運動

火災に備えて細心の注意を

11月26日～12月2日

秋も深まり今年も火災シーズンを迎えるにあたって、十一月二十六日から十二月二日までの一週間、秋の火災予防運動が全国一斉に行なわれま

す。この運動は、これから火災多発期にあたり、火災から家

庭を守るため、火災予防思想を広く普及させて、市民一般の警火心を高めるほか、職場や家庭における防火管理の適正化をはかり、火災予防体制を強化充実させようとして行なわれるものです。

消防本部では、火災多発期に備えて、いま消防訓練を行なっておりますが、わたくしたちの尊い生命や財産を火災から守るためには、消防関係者だけでなく、市民一人一人が協力して火災予防の体制をつくりあげることになります。

昨年、当市では二十七件の火災が発生し、約一千八百万円の損害をうけており、これを原因別にみると、たばこが六件、たき火・火あそびが五件、こたつが三件、石油ストーブ・ガスコンロが三件、火の粉が二件、取炭が二件その他が六件となっております。当市の場合、火災のほとんどが不注意によって発生しております。

また、近年われわれの日常生活に欠くことのできない電気器具、プロパンガス器具、石油燃焼器具が普及しておりますが、これらの取扱いは一歩あやまると、思わぬ事故や火災をまねくこととなりますから、これらの器具の正しい使い方を十分に知り、安全に利用することが大切です。特に、この運動を機会に次のことを守ってください。

■一般的な注意

○たばこからの出火が多いので、よく消してから捨てる習慣をつける。寝たばこはやめること。

○子どもの火あそびは絶対にさせないこと。マッチやライターなどは子どもの手のとどかない所におくこと。

○風の強い時や空気の乾燥している時は、たき火をしないこと。

■プロパンガス取扱いの注意

○容器は必ず屋外の風通しの良い場所で日光の直射をさけること。

○容器は検査済みのもので転倒傾斜させず、安定するようにおくこと。

○調整器には手をふれないようにし、また容器の附近には絶対に火を近づけたり、近くで火花の出るような作業を行わないこと。

○万一ガスが漏れて止まらないうときは、附近の火気は一切消して、直ちに販売店に連絡すること。

■石油燃焼器具取扱いの注意

○可燃物から周囲三十センチ以上、上部一メートル以上離して不燃性台の上に水平におくこと。

○ガソリンと灯油を間違えないこと。燃料の補給は必ず消してから行ない、また燃料の置場所は火気から遠ざけること。

○購入時の説明書を良く読んで正しく取扱うこと。

さあねよう アツその前に火の点けん

優良統計調査員が

県知事などから表彰される

農業統計調査員として、永年当市の統計事業に尽力して来られた次の方が、その功績を認められ、茨城県知事、茨城県統計協会総裁、石岡市長などから表彰されました。

◆茨城県知事表彰
豊崎 清氏（東田中）

◆茨城県統計協会総裁表彰
中村定男氏（大谷津）

◆石岡市長表彰
渡辺寅蔵氏（国分）
西村 豊氏（高浜）

○使用中は器具を移動しないようにし、掃除はマメに行ない、調整ネジの馬鹿になつたものなど器具の破損したものは使用しないこと。

○石油風呂釜は風のあたるところはさけ、必ず水平に据付けること。ススがたまつたときはきれいに掃除すること。

○万一火災になったときはあわてないで消火器で消すか布団や毛布などで包んでから水をかけること。直接水をかけるのは危険です。

○購入時の説明書を良く読んで正しく取扱うこと。

栗原 康氏（東田中）
土井次郎左衛門氏（三村）
飯田 恂氏（石川）

また、当市は昭和四十一年事業所統計調査における成績が優秀であったと認められ、このたび、内閣総理大臣から表彰をうけました。

これはひとえに、事業所並びに調査員各位のご尽力によるもので、心から感謝申し上げますとともに、今後のご協力をお願いいたします。



(火災期をむかえ訓練にはげむ消防職員)

『小児マヒ経口
生ワクチン』の投与

小児マヒ経口生ワクチンの投与を次により行ないますから、受けさせてください。

◎該当者 昭和41年8月1日から昭和42年7月31日までの間に生まれた者

◎負担金 無 料

場 所	日	時 分 時 分
石 岡 市 役 所	12月5日	午後1.00~3.00
〃	12月6日	〃 1.00~3.00
関 川 小 学 校	12月7日	〃 1.30~2.30
高 浜 公 民 館	12月8日	〃 1.30~3.00
三 村 公 民 館	12月11日	〃 1.30~2.30

県信用保証協会

企業者の保証料引下げ

茨城県信用保証協会は、県内の中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合、申し込みによって保証人となり、融資を円滑にし、事業の発展を支える唯一の公共機関として、大切な役割をはたしております。

七月一日から、これまで行なってきた企業者の保証料引下げと、保証限度額の引上げを行なっております。今後いっそう多くの利用を協会では望んでおります。

なお、改正された点は次のとおりです。

○保証料の引下げ

○保証料の引下げ

なお、改正された点は次のとおりです。

○申込先

- 運輸資金 三年以内
- 設備資金 五年以内

内 内

すでに、昭和四十二年八月三十一日現在の保証残高は、一万五千六百十五件で五十億六千二百万円となっております。

- ・百万円をこえる場合
- 日歩四厘(旧四厘二毛)
- ・五十万円をこえる場合
- 日歩三厘六毛(旧三厘八毛)
- ・五十万円以下の場合

信用保証協会(水戸市三の丸、自治会館内)または、各銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合で受付けております。

法律相談所開設

とき 十二月六日（水曜日）

午前九時～午後三時

市役所会議室

お気軽にご相談ください

九月届出

出生 三九人

死亡一六人

▽出生

良 師
友 伴

其地	山王台	桑瀬	菅谷	高野	金井	中村	前島	矢萩	高野	細谷	小吹	荻津	友水	宮	原田	中村	木之	若松	國分
小花	葉浦	田村	桑瀬	菅谷	高野	金井	中村	前島	矢萩	高野	細谷	小吹	荻津	友水	宮	原田	中村	木之	若松
僧之	英一	光清	好昭	博	國男	清三	豪佑	要二	洋吉	正夫	武男	武雄	幸一	幸一	篤	昌夫	文雄	長男	若松
長女	弘江	弘光	一郎	和恵	正男	仁子	久美子	冠	香保里	和夫	仁	孝志	千秋	和江	和成	裕江	裕江	長男	若松
光恵	金丸	金丸	泉	国分	若松	幸	死	三村	荒	高橋	須田	比氣	宮本	大谷	色川	広沢	比氣	孝	若松
守横	久保美代喜	近沢喜久	小林幸之助	千葉房之助	金子ふじ	岡本ふちの	亡	平塚	恒之	徹	勝	祐二	一夫	進	四郎	諄	孝	美由紀	若松
63	66	81	59	65	79	60		光夫	恒之	美津子	映美	克敏	清美	敦	司	則	美由紀	若松	若松

11月の納税

第5期 国民健康保険税
第3期 国 民 年 金

納期は 11 月 30 日限りです

人口と世帯

(11月1日現在)

世帶數	8,726	世帶
人口	18,110	人
男	19,622	人
女	37,732	人
計		

井関	三村	染谷	東	小川	富田
小松	下原	宮塚	塚	桜井	須田
小松	沼田	下田	田	井	田
澤太	金次郎	金光	ふか	長吉	たみ
郎	吾	恵	ん	つ	
83	65	53	2	83	90
				47	85